

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

○ 公布した条例の解説

担当課（室）

総務学事課

## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

○ 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

人事課

○ 岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

行政改革推進室

○ 職員の配偶者同行休業に関する条例

警察本部

○ 岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

人事課

○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

〃

○ 道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

税務課

○ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例

経営支援課

○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

道路整備課

○ 岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例の一部を改正する条例

住宅課

### 【解 説】

企業局

教育委員会

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十四号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十六条の六第七項第一号又は育児休業法」に改める。

第二十三条第二号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

(岡山県職員等定数条例の一部改正)

第二条 岡山県職員等定数条例(昭和四十四年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

九 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年岡山県条例第 号)第二条の規定により、

配偶者同行休業をしている職員

(岡山県警察職員定員条例の一部改正)

第三条 岡山県警察職員定員条例(昭和三十二年岡山県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

七 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年岡山県条例第 号)第二条の規定により、

配偶者同行休業をしている職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十五号

岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の休業の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十六号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六條の六第一項から第三項まで及び第六項から第八項まで(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに第十一項の規定により、職員(県が設立した同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(次条及び第四条第四号において「特定地方独立行政法人」という。)の職員を含む。以下同じ。)の配偶者同行休業に關し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第二条 任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。)は、職員が配偶者同行休業の承認を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第三条 法第二十六條の六第一項の条例で定める期間は、三年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第四条 法第二十六條の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七條第一号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

- 一 外国での勤務
- 二 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であつて外国に所在するものにおける修学(前二号に該当するものを除く。)
- 四 その他人事委員会規則(特定地方独立行政法人にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程。以下同じ。)で定める事由

(配偶者同行休業の承認の申請)

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならぬ。

2 任命権者は、前項の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認められる書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

二 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業を承認することとなったこと。

三 その他人事委員会規則で定める事由

(届出)

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

一 配偶者が死亡した場合

二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

三 配偶者と生活を共にしなくなった場合

四 前条第一号に掲げる事由に該当することとなった場合

五 その他人事委員会規則で定める場合

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あら

はじめ当該職員の同意を得なければならぬ。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の職員の見給を行う日として人事委員会規則で定める日(以下この項において「昇給日」という。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十一条 岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての岡山県職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(人事委員会規則への委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十七号

岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(岡山県税条例の一部改正)

第一条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第三十三条の二第二項第一号の表中「超える」を「超え四千万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

四千万円を超える金額

百分の四十五



第三十九条中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

第四十二条の二第一項中「第三百三十九条」を「第三百三十九条第一項」に、「の規定の」を「又は第六十七条の十八第一項の規定の」に、「以下この項において同じ。」をした」を「をした」に、「申立てをし、」を「申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、」に、「に掲げる」を「（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）に掲げる」に改める。

第四十二条の二の二第一項中「の規定の」を「又は第六十八条の百七の二第一項の規定の」に、「に掲げる」を「（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）に掲げる」に改める。

第四十五条第一項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第四十九条の三第一項中「の規定の」を「又は第六十七条の十八第一項の規定の」に、「以下この項において同じ。」をした」を「をした」に、「申立てをし、」を「申立て（同法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、」に、「に掲げる」を「（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）に掲げる」に改める。

第四十九条の四第一項中「の規定の」を「又は第六十八条の百七の二第一項の規定の」に、「に掲げる」を「（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）に掲げる」に改める。

第五十条第一項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第五十八条第六項中「課する。」を「課することができる。」に改める。

第五十八条の二第二項第一号中「不動産（」の下に「第三号に該当するものを除き、」を加え、同項第二号中「社会福祉法」を「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による包括的支援事業（以下この項において「包括的支援事業」という。）、社会福祉法」に改め、「直接」の下に「包括的支援事業、」を加え、同項第三号中「児童福祉施設」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）による認定こども園」を加える。

附則第四条の二中「の規定によりみなして」を「及び第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして」に、「同条第六項から第十項までの規定により特定贈与等」を「同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等」に改める。

附則第六条の三第一項第二号ハ中「第十条の五の四」を「第十条の五の五」に、「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「並びに同法」に改める。

附則第六条の三の二第一項第二号中「第九十五条」の下に「若しくは第百六十五条の六」を加える。

附則第六条の五を次のように改める。

第六条の五 平成二十六年度から平成五十年年度までの各年度分の個人の県民税についての第三十三条の二及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十三条の二第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同条第十四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

附則第十一条の二の七第二項中「したものと」の下に「、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第十四条第一項中「百分の五・八」を「百分の四」に改め、同条第二項中「第二十九条第一項第四号の二」を「同条第一項第四号の二」に、「(同法第四百四十五条において準用する場合を含む。)

又は第八十八条」を「、第八十八条又は第四百四十四条の三」に、「五・八分の〇・八」を「四分の〇・八」に改める。

附則第二十三条第三項中「(平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三)」を削り、「百分の三十二(同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の一)」を「五分の二」に、「百分の一・六(同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一)」を「百分の二」に改める。

附則第二十六条中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

(岡山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岡山県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年岡山県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第四号中「附則第九項から第十一項」

を「附則第十項から第十二項」に改める。

附則第十一項を附則第十二項とし、附則第十項を附則第十一項とし、附則第九項を附則第十項とし、同項の前に次の一項を加える。

9 平成二十八年一月一日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の第十二七項に規定する割引債（同条第九項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第七項に規定する償還差益に対して課する個人の県民税については、なお従前の例による。

#### 附則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岡山県税条例第五十八条第六項の改正規定及び同条例附則第二十三条第三項の改正規定、第二条の規定並びに附則第十項の規定 公布の日

二 第一条中岡山県税条例附則第四条の二、第六条の三第一項第二号ハ及び第十一条の二の七第二項の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 平成二十七年一月一日

三 第一条中岡山県税条例第三十三条の二第二項第一号の表の改正規定及び同条例附則第六条の五の改正規定並びに次項の規定 平成二十八年一月一日

四 第一条中岡山県税条例第四十二条の二第二項、第四十二条の二の二第二項、第四十五条第一項、第四十九条の三第一項、第四十九条の四第一項及び第五十条第一項の改正規定並びに同条例附則第十四条第二項の改正規定（「同法第四百四十五条において準用する場合を含む。」又は第八十八条）を「、第八十八条又は第四百四十四条の三」に改める部分に限る。）並びに附則第六項及び第九項の規定 平成二十八年四月一日

五 第一条中岡山県税条例附則第六条の三の二第一項第二号の改正規定及び附則第五項の規定 平成三十年一月一日

六 第一条中岡山県税条例第二十九条第三項の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）附則第一条第十六号に定める日

七 第一条中岡山県税条例第五十八条の二第二項の改正規定 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

##### （県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）第三十三条の二第二項第一号及び附則第六条の五の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第四条の二及び第六条の三第一項第二号ハの規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例に



- 4 新条例附則第十一条の二の七第二項の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 5 新条例附則第六条の三の二第二項第二号の規定は、平成三十年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第三十九条及び附則第十四条（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百四十四条の三の規定に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 8 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 9 新条例第四十五条第一項、第四十九条の三第一項、第四十九条の四第一項及び第五十条第一項の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。（不動産取得税に関する経過措置）
- 10 新条例第五十八条の二第二項の規定は、この条例の公布の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十八号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項中「第三十七条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

附 則

この条例は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）

の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十九号

道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

例 道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成二十四年岡山県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別図1(16)中「116の2」を「116の4」に改め、同1(17)中「116の3」を「116の5」に改め、同1(18)中「116の4」を「116の6」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十号

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改める。

第九条第四項中「寡婦」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第二項に規定する配偶者のない男子」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十一号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の公営企業管理者が定める教育施設における修学のため、当該修学に必要なと認められる期間として公営企業管理者が定める期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額並びに管理職手当、初任給調整手当及び地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

第十六条の五の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第十六条の六 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年岡山県条例第 号）第二条の規定により配偶者同行休業の承認を受けた職員には、当該休業をしている期間については、給与を支給しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

#### 岡山県条例第六十二号

岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例（昭和二十四年岡山県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「入学金」の下に「又は受講料」を加える。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めたと者に係る受講料については、この限りでない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例の規定は、平成二十六年四月一日以降に納入期限が到来する受講料から適用する。

◎ 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について  
配偶者同行休業の制度を導入することに鑑み、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に配偶者同行休業に伴い任期を定めて採用された職員を加える等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について  
地方公務員法の一部改正に鑑み、任命権者が知事に対して報告しなければならない事項に職員の休業の状況を加える等所要の改正を行ったものである。

◎ 職員の配偶者同行休業に関する条例について  
地方公務員法の一部改正により、配偶者同行休業の制度が創設されたことに伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めたものである。

◎ 岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について  
地方税法等の一部改正に鑑み、法人の県民税について法人税割の税率を引き下げるとともに、法人の事業税の税率の特例を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について  
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例について  
母子及び寡婦福祉法等の一部改正に鑑み、二十歳未満の子を扶養している配偶者のない男子で知事が定める要件を備えているものを優先的に選考して県営住宅に入居させることができることとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について  
配偶者同行休業の制度を導入すること等に鑑み、職員が配偶者同行休業の承認を受けた場合には、当該休業をしている期間について給与を支給しないこととする等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例の一部を改正する条例について  
高等学校教育における経済的負担の軽減を図るため、県立高等学校通信制課程の受講料を減免することができることとする等所要の改正を行ったものである。